

議案第57号

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正について

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年6月7日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市部及び行政機関等設置条例の一部を改正する条例

佐野市部及び行政機関等設置条例（平成17年佐野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（行政サービスセンター）

第6条 法第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、行政サービスセンターを設ける。

2 行政サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
佐野新都市行政サービスセンター	佐野市高萩町1324番地1	佐野市の区域

別表中「第6条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

佐野新都市行政サービスセンターを設置するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 5 7 号参考資料

佐野市部及び行政機関等設置条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>(新設)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>(表略)</p>	<p>(行政サービスセンター)</p> <p>第6条 法第155条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、行政サービスセンターを設ける。</p> <p>2 行政サービスセンターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1131 555 2103 675"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 555 1525 619">名称</th> <th data-bbox="1527 555 1861 619">位置</th> <th data-bbox="1863 555 2103 619">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 620 1525 675">佐野新都市行政サービスセンター</td> <td data-bbox="1527 620 1861 675">佐野市高萩町1324番地1</td> <td data-bbox="1863 620 2103 675">佐野市の区域</td> </tr> </tbody> </table> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p>(表略)</p>	名称	位置	所管区域	佐野新都市行政サービスセンター	佐野市高萩町1324番地1	佐野市の区域
名称	位置	所管区域					
佐野新都市行政サービスセンター	佐野市高萩町1324番地1	佐野市の区域					